

平成21年第2回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成21年6月9日(火曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 3 >
- 日程第 4 行政報告(町長・教育委員長・農業委員会会長)< P 4 ~ P 7 >
- 日程第 5 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 6 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について< P 8 >
- 日程第 7 報告第 10 号 建設改良費繰越計算書について< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 8 議案第 6 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例< P 9 ~ P 11 >
- 日程第 9 議案第 6 2 号 足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 10 議案第 6 3 号 足寄町地域支援事業条例及び足寄町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例< P 12 ~ P 13 >
- 日程第 11 議案第 6 4 号 足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例< P 13 ~ P 14 >
- 日程第 12 議案第 6 5 号 足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例< P 14 ~ P 15 >
- 日程第 13 議案第 6 6 号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例< P 15 >
- 日程第 14 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書< P 16 >
- 日程第 15 意見書案第 4 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書< P 16 ~ P 17 >
- 日程第 16 意見書案第 5 号 2010年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書< P 17 ~ P 18 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成21年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、9番矢野利恵子君、10番谷口二郎君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 6月8日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間とし、このうち、10日から15日までの6日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日6月9日は、議長の諸般の報告の後、町長・教育委員長・農業委員会会長から行政報告を受けます。

次に、報告第8号から報告第10号までの報告を受けます。

次に、議案第61号から議案第66号を即決で審議いたします。

次に、意見書案第3号と意見書案第4号を総務産業常任委員会に、意見書案第5号を文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査とし

ます。

なお、議案第67号から議案第73号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し会期中に審査いたします。

16日は、一般質問などを行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、10日から15日までの6日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、6日間は休会に決定をいたしました。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。これで、諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、4件について行政報告を申し上げます。

まず、土地区画整理事業にかかわる訴訟の現状についてでございます。

平成21年5月28日釧路地方裁判所帯広支部において開催されました「建物収去土地明渡請求事件」の第2回口頭弁論の結果について御報告申し上げます。

当日の審理は、前回4月に開催されました第1回口頭弁論において、裁判官が被告に対し検討を求めた和解意思の有無について確認が行われましたが、被告からは和解には応じられないとの回答があったことから、裁判官による被告主張の整理と調書記載事項の整理について指示が行われました。

その結果、被告が明け渡しに感じられないのは、釧路地裁において仮換地指定処分 of 違法性について係争中であること、建物の移転は区画整理事業で行うべきであり、民事訴訟によるべきではないとの理由からであることが確認されました。

これにより審理の終了が宣言され、判決言い渡しは6月25日午後1時10分からとすることが告げられ、閉廷いたしました。

以上、土地区画整理事業にかかわる訴訟の現状についての報告といたします。

次に、足寄都市計画基本計画の見直しの概要について御報告を申し上げます。

都市計画法第18条の2に規定されている市町村の都市計画の基本的な方針について、平成10年・11年の2カ年にわたり、おおむね20年後を見据え多くの住民参加のもと、全体構想、地域別構想からなる足寄都市計画基本計画を策定したところであります

が、1点目として、当該計画も中間年次を迎え、計画内容と現状に隔たりが見られること。

2点目として、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに都道府県が定める都市計画の総合的な方針である都市計画区域の整備・開発及び保全の方針を、北海道が平成22年度に見直しすることになっており、見直しの素案は市町村が作成することになっていることから、現状の把握や課題の整理の中から、より実情に合った足寄都市計画の方針を、北海道の都市計画区域の整備・開発及び保全の方針に反映させるため、平成21・22年の2カ年で見直しを行いたいと考えております。

主な見直し内容については、1点目として、上位計画である足寄町第5次総合計画、北海道の都市計画区域の整備・開発及び保全の方針と将来人口等の整合性を図ること。

2点目として、旧鉄道跡地の整備方針及び旧駅周辺の市街地再開発事業等の整備方針。

3点目として、地域ごとの課題及び整備方針。

4点目として、足寄町公共下水道中期ビジョンとの整合性。

以上を見直しのポイントとし、住民アンケートやインターネットでの意見募集を行いなど、多くの住民参加・意見集約を図り、足寄都市計画基本計画検討委員会において見直し原案の作成を行い、足寄町都市計画審議会の審議を経て定めてまいります。

平成21年度においては見直し原案の作成を行い、平成22年度は北海道の都市計画区域の整備・開発及び保全の方針との整合性の確認を図り、基本計画を定め公表を行うことで作業を進め芽手まいりたいと考えております。

次に、下水道中期ビジョン策定概要について御報告申し上げます。

足寄町下水道中期ビジョンは、国及び北海道下水道中期ビジョンを踏まえつつ、足寄町を取り巻くさまざまな社会的要因を検討し、

本町独自の視点で下水道が目指すべき方向性を検討し、今後おおむね10年間の下水道の取り組みについて示すものであります。

特に、持続型社会の構築に向け、今後、下水道の果たすべき役割と地域住民の理解と協働という視点に重点を置いた方向性について、平成22年2月末をめどに策定するものであります。

なお、下水道中期ビジョンの主な事項については、以下のとおり予定しております。

1点目として、取り組み方針、地域の将来像の実現に向けた下水道の考え方など。

2点目として、具体的施策の内容、事業箇所、事業内容など。

3点目として、住民等にわかりやすい目標像の提示など。

4点目として、管理と経営に関する事項、中・長期を見通した上で収入確保、支出削減の考え方など。

また、ビジョンの策定に当たっては、他事業と連携した総合的な施策や住民等と協働したハード・ソフト・自助の一体的な取り組みを検討するため、住民アンケートなどによる地域の実情とニーズを把握する中から、足寄町下水道中期ビジョン策定委員会等においてビジョン原案を作成し、足寄町都市計画審議会の意見及び審議を得て策定・公表してまいります。

次に、まちづくり交付金交付要綱第8条の規定により、交付金の交付期間終了時に、都市再整備計画の目的の達成状況等について事後評価を行い、国土交通大臣に報告しなければならないことになっていることから、平成17年度に事業を着手し本年度事業完了する、まちづくり交付金足寄駅前地区の事業事後評価を行いますので、その概要について御報告申し上げます。

事後評価は、北海道開発局のまちづくり交付金事業評価実施要領に基づいて行うことになり、現在、実際に事後評価を行う課長職からなる足寄町まちづくり交付金事業事後評価検討委員会と、事後評価が適切に遂行された

かを中立・公平の立場で審議する足寄町まちづくり交付金評価委員会を設置すべく要領等の準備を進めており、評価委員会は3名で構成し、1名は学識経験者とし、まちづくりに関する大学等の教員との国からの指導もあり、現在、北海道開発局を介して北海道大学教授の紹介をお願いしているところであります。

ほかの2名につきましては、足寄町都市計画審議会委員の中からお願いしたいと考えております。

事後評価を行う足寄駅前地区では、1点目として町中定住人口、2点目として土地の有効利用率、3点目として道路環境の満足度、4点目として植樹参加数の4点についての目標・指標を定めており、事業実施後の実績値をアンケートなどにより算出し、計画値との数値比較により評価を行い、評価結果の国土交通大臣への報告及び公表を行うことにより、評価委員会を年内に開催できるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、関係予算につきましては、第3回定例会に提案させていただく予定であります。

今後とも、事務事業の遂行に万全を期してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、株式会社あしよる農産公社の経営状況についてでございます。

株式会社あしよる農産公社の株主総会が6月11日に開催予定となっておりますが、平成20年度収支状況については、前年度に引き続き大幅な赤字決算となることが明らかになりました。

詳細については、11日の株主総会終了後に、追加報告として決算数字を報告させていただきたいと考えております。

農産公社を取り巻く情勢は、チーズ消費動向の変化や大手乳業の工場新增設、足寄町の夏期集中型の観光客入り込み数の減少など、外的要因による収入減少はあったにせよ、チーズ需要の広がりや国内の牛乳活用の重要性を考慮すると、今後の進展は十分期待でき

ることから、地域の雇用確保や人材育成など、持続的に展開していくことは可能であると思われます。

課題となっております製造部門の強化を早急に行い、大胆な人員体制の見直しや経営管理・営業への精通した人材配置を行い、立て直しが必要とされております。

このことから、今年度からふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金の申請をし、本年度から3年間に於いて、具体的な事業として地域ブランド商品の開発、販路開拓に取り組むため、製造部門、営業等部門に各1名を雇用するとともに、付加価値をつけた地域ブランド化の確立のため製造部門の研修を積極的に行い、あわせて、ふるさと地域力発掘支援モデル事業により放牧ブランドを確立し、地域に愛される新商品の開発をするとともに、地産地消に向け、町民を対象とした乳製品づくりの体験学習等を行うことが計画されております。

また、放牧乳の差別化を図り、加工技術の向上、製品製造の安定化、販売戦略の構築、事業拡大を目指すことで進められており、経営環境や財政構造、販売・生産・情報管理などの抜本的な経営改善を実施し、魅力ある商品開発と販売戦略の充実などにより健全経営への転換を早急を図ることが必要であることから、町としても、平成21年度第1回定例会において行政報告しておりますとおり、今後も存続に向けての支援をしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

次に、ラワンブキ保護政策についてでございます。

足寄町特産物として定着しているラワンブキは、平成13年度に北海道遺産に認定されたことも含め消費拡大につながっております。

しかしながら、自生ブキは、気象等の環境変化や森林保全の変化により、生育の減少等が課題となっており、今後の対策が求められているところであります。

ラワンブキは、製品開発や全国への発送をらわんグリーン研究グループ、JAあしよる等により販売拡大を図っておりますが、自生ブキに関しては、減少等の原因や生育調査は行っておりませんでした。

昨年の第2回定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、自生地域は、螺湾地域から上螺湾、茂足寄地域となっており、農地と河川敷地であり、特定の面積を把握する状況には至っていないことと、町特産品の付加価値を高めて生産と供給、そして保護という観点を認識し、将来ビジョンを確立するためには、関係団体等との連携が必要であると考えております。

特に、保護と特産品としての活用の観点から、ラワンブキの保護には慎重な対応が必要であると考えております。

今後においては、ラワンブキ観賞園場を中心とした生育調査等を実施し、らわんグリーン研究グループ、JAあしよる等の関係団体とも協議を重ね、保護と活用の両立を図るべく方向性を確立してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長星崎隆雄君。

教育委員長（星崎隆雄君） 教育委員会より行政報告を行います。

国際交流事業について。

平成21年度足寄町中学生・高校生海外研修派遣事業と国際交流員の招聘について御報告申し上げます。

まず、隔年で実施しております足寄町中学生・高校生海外研修派遣事業につきましては、本年9月13日から9月23日までの11日間、姉妹都市カナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市におけるホームステイを中心に実施する運びとなっており、現在、団員も決定し、事前研修も行いながら取り進めているところであります。

しかし、新型インフルエンザの発生に伴い、世界的に発症患者が拡大しつつある現状の中、国内における感染拡大も報道されることから、事業の実施につきましては、感染状況の推移を見守るとともに、国・道の対応やウエタスキウィン市の状況など、さまざまな情報収集に努めながら、遅くとも7月中旬までに、実施の有無について判断をしまいたいと考えております。

次に、国際交流員の招聘について申し上げます。

現在の国際交流員リヤ・パー氏につきましては、平成17年9月1日より国際交流員として招聘し、本年の8月31日で4年が経過しようとしております。

その間、町内においては子供英語クラブ・ペピーキッズの開催、小・中学校における英語指導や国際理解教育事業への派遣、また、町民との触れ合いを通じて交流も深められるなど、町民の国際交流に大いに貢献されているところであります。

当初、リヤ・パー氏におきましては、現在の契約期間終了後帰国の予定でありましたが、本人より、引き続き国際交流員として活動したい旨の申し出があり、姉妹都市ウエタスキウィン市の了解も得られたことから、平成21年9月1日より引き続き国際交流員として活躍していただきたく、本定例会に関係予算の補正を提案したところであります。

以上、2点につきまして、町議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から行政報告の申し出がありました。これを許します。

農業委員会会長阿部正則君。

農業委員会会長（阿部正則君） 足寄町農業委員会活動計画についての報告をいたします。

足寄町農業委員会活動計画を作成いたしましたので、御報告申し上げます。

この計画は、農業委員会の変わらぬ課題で

あります地域農業の発展への協議について、ことしの活動目標を決め、それを実現するため活動計画を定めたものであります。

基本的には例年と大きな変更はございませんが、担い手育成確保対策等9項目を掲げ活動を強化していくことを、6月2日に開催した農業委員会総会において確認したところでございます。

詳細につきましては、本日配付いたしました平成21年度足寄町農業委員会活動計画を参照願いたいと思います。

農業委員会は、農地法、農業経営基盤強化促進法等に基づく法令業務を中心にした農地の集積や農業者年金、家族経営協定などの農業経営の安定及び農業生活の向上を図る活動を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、一層の御理解、御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

報告第8号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第8号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました報告第8号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成20年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上いただきました定額給付金給付事業等、右側に別紙といたしまして計算書を添付させていただいておりますけれども、それぞれ事業費の繰越額が確定をいたしましたので、報告をするものでございます。

翌年度への繰越額は、9事業で6億933万7,000円となっております。

以上のとおり御報告申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

報告第9号

議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第9号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

住民課長中鉢武美君。

住民課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました報告第9号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上いただきました後期高齢者医療システム改修事業の事業費の繰越額が確定いたしましたので、報告するものでございます。

内訳は、別紙のとおりで、翌年度への繰越額は168万7,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

報告第10号

議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第10号建設改良費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

病院事務長高田安春君。

病院事務長（高田安春君） ただいま議題となりました報告第10号建設改良費繰越計算書について、提案理由を御説明いたします。

平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計建設改良費の繰越は、別紙予算繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条の第3項の規定により報告するものでございます。

繰越の根拠、内容といたしましては、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく建設改良にかかわる繰越で、平成21年第1回定例町議会において予算計上をお認めいただきました機械備品購入事業、眼科用治療器等一式でございますけれども、1,627万3,000円について繰越を行いました。

繰越の事由といたしましては、国の2次補正予算にかかわる事業であったため、予算計上時及び国の交付決定が年度末であり、年度内に支払い義務を生じさせることができなかったものでございます。

なお、同ページ右側繰越計算書に事業名、予算計上額、翌年度繰越額、財源内訳等を記載しております。

以上のとおり報告いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

議案第61号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度が設けられたことを受けまして、条例改正をお願いするものでございます。

改正条例の内容につきまして申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」を加える。

これにつきましては、育児短時間勤務につきましての法律の規定の条項を条例に追加するものでございます。

次に、第12条中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第22条とする。

この改正につきましては、12条を22条とする条文の繰り下げでございます。

次に、第11条中「足寄町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条を第

21条とし、第10条を第20条とする。

これにつきましても、それぞれ条文の繰り下げを行うものでございます。

第9条中「第3号」を「第4号」とし、「第2号」を「第3号」とし、第1号の次に次の1号を加える。

この第9条の改正は、部分休業のできない職員を定めておりまして、第2号として、育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を追加するものでございます。

次に、この第9条を第19条とし、第8条の次に次の10条を加えるものでありまして、次の第9条から以下18条までの10条分が新たに短時間勤務としての条項として追加する条文中でございます。

第9条でございますが、育児短時間勤務をすることができない職員を規定しておりまして、第2条に定めております育児休業をすることができない職員と同等の職員を育児短時間勤務の対象から除外をしてございまして、第1号から第6号までの項目で短時間勤務ができない職員という規定でございます。

次、第10条でございますが、育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しておりますが、第3条に定めておりますが、再度の育児休業ができる特別の事情とほぼ同様の規定をしてございまして、第1号から第6号までが育児休業のできる特別の事情として定めている規定となっております。

右側の中央下の方になりますが、第11条でございますが、第11条の規定につきましては、勤務の形態を規定しておりまして、週19時間25分、週2日半勤務、それと19時間35分、これは1日4時間もしくは週2日半勤務ということ、それから23時間15分、週3日勤務、それからまた24時間35分で1日4時間55分勤務という短時間形態の4形態を規定してございます。

11条の第1号につきましては週休2日

制、それから第2号につきましては週休1日制の規定となっております。

第12条は、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続について規定しているものでございます。

一番下にあります第13条につきましては、育児短時間勤務の承認の取消事由等を規定しておりまして、第5条の育児休業の承認取消とほぼ同様の規定の取り扱いとなっております。

次に、5ページをお願いいたします。第14条でございますけれども、14条は育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情の規定でございます。育児短時間勤務の承認事由消滅後も短時間勤務を継続するやむを得ない事情を規定しているものでございます。

次に、第15条でございますが、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知規定でございます。

次、第16条は、育児短時間勤務職員等についての職員の給与に関する条例の特例について規定してございまして、育児短時間勤務職員等に適用する読みかえの表となっております。表にありますが、左側が適用条文でございまして、中ほどの欄が現状の文言でございます。右側の欄が短時間勤務の読みかえの文言ということになってございます。

表の一番上、給与条例第3条の2とございますが、これは再任用職員の給料月額を定めるものでございます。

次に、給与条例第4条第2項と給与条例第4条第5項は、昇給の基準を定めております。

次に、給与条例第9条の2第2項第3号は、通勤手当についての読みかえ。

給与条例第12条第3項は、時間外勤務手当の読みかえとなっております。

右側の上に参りますが、給与条例第17条第2項と給与条例第17条第4項、それに給与条例第17条第5項及び第18条第3項は、期末勤勉手当についての読みかえとなっ

てございます。

次、第17条でございますが、育児短時間勤務に伴う短時間勤務の職員の任用にかかわる任期の更新について規定しているものでございます。

第18条は、任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例を規定したものでございまして、育児短時間勤務職員の代替として任用する任期付短時間勤務職員に適用する読みかえ表となっております。

表は、先ほどと同じような読みかえの手順となっておりますが、給与条例第3条の2は、再任用職員の給料月額につきまして、次、給与条例第4条第2項と給与条例第4条第5項は、昇給の基準でございます。

それから、給与条例第9条の2第2項第3号につきましては通勤手当。

給与条例第12条第3項は時間外勤務手当。

給与条例第22条の3は、特定の職員についての適用除外規定の読みかえでございまして、これにつきましては、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当は支給されないことになってございます。

附則といたしまして施行期日、この条例は、公布の日から施行するというようにしてございます。

次に、この短時間勤務の改正によりまして他の条例に影響することがありまして、同時に条例を改正したいということで次の条例改正をお願いしておりますが、第2条で、足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をお願いをしております。

第2条で、足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでありまして、本条例の第2条は1週間の勤務時間を定めておりまして、育児短時間勤務の条文整理を行い条項の繰り下げを行い、6ページにかかっていきますが第4項と第2項の条文を新たに追加してございます。

6ページの第4項でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1

項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で任命権者が定めることとしております。

第2項につきましては、育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従いまして任命権者が定めることとなっております。

第3条と第4条の改正でございますが、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間の割り振りを定めた規定でございます。

次に、第8条に次のただし書きを加える改正であります。時間外勤務命令の規定でございます。

次、第12条第1項ただし書き中「もの」の次に「、育児短時間勤務職員等」を加える。

この条文は、年次有給休暇の規定でございます。

次に、附則第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

これは条項繰り下げでございます。

次に、関連いたします足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正をお願いするものでございます。

第3条足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の3中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改めるものでございますが、前段の職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正で条項繰り下げを行っておりますので、給与条例に関する条例の適用条文の項目につきましても改正をお願いをするものでございます。

以上で、議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、7ページから12ページまで新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第62号

議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第62号足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第62号足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

この条例の改正は、平成21年度障害者自立支援法改正により障害者福祉サービス報酬が改定されたことに伴い、従来は、児童デイ

サービスセンターあゆみ園の利用者が都合により欠席した場合は、欠席日における利用者負担は発生しておりませんでした。今回の報酬改定により、事業者としては既にサービス提供体制を整えているとして欠席時対応加算が新設され、新たに利用者負担が発生することになったことから、当該サービスを利用する在宅の就学障害児童の負担増分について免除することにより通所意欲を確保し、障害者福祉サービスの継続・充実を図っていくため、条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例（平成14年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号に後段として次のように加える。

また、当該サービスを利用する障害者が就学している児童であっても、厚生労働大臣が定める基準の別表第6の8に規定する欠席時対応加算に係る利用者負担金を免除する。

附則 この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、右欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第62号足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第63号

議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第63号足寄町地域支援事業条例及び足寄町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第63号足寄町地域支援事業条例及び足寄町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

この条例の改正は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年5月28日法律第42号）が平成21年5月1日に施行され、条項の繰り下げが行われたことに伴い、足寄町の関連条例における引用条項が繰り下がることから、条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町地域支援事業条例及び足寄町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例

第1条 足寄町地域支援事業条例（平成1

8年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の38第1項」を「第115条の44第1項」に改める。

第2条 足寄町地域包括支援センター設置条例(平成18年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の39第2項」を「第115条の45第2項」に改める。

第4条第1号中「法第115条の38第1項第2号」を「法第115条の44第1項第2号」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、右欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第63号足寄町地域支援事業条例及び足寄町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第63号足寄町地域支援事業条例及び足寄町地域包括支援センター設

置条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第64号

議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第64号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長(堀井昭治君) ただいま議題となりました議案第64号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

この条例の改正は、平成21年度介護保険法の制度改正に伴い厚生労働省老健局長から、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日老発第474号)の一部改正が行われ、4月1日から適用する旨、平成21年4月13日付で通知があったことから、足寄町立特別養護老人ホーム入所者等の低所得者に対する利用者負担の軽減支援に向けて条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、条例改正の内容について御説明いたします。

足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

足寄町立特別養護老人ホーム設置条例(昭和50年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「町長は」を「平成23年3月31日までの間に限り」に改め、「、当分の間」を削り、「算定額」の次に「に100分の28を乗じて得た額(住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者等は100分の53を乗じて得た額)」を「得た額」の次に「(住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者等は2分の1を乗じて得た額)」を加え、同項ただし書きを削る。

附則 この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、次ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第64号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第64号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第65号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第65号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第65号足寄町障害者地域生

活支援事業条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

この条例の改正は、障害者自立支援法に基づき足寄町生涯学習館内において実施している地域活動支援センター事業としての地域共同作業所事業につきまして、NPO法人を事業者として事業を実施しておりますが、当該NPO法人が本年4月に就労継続支援B型事業を実施する障害福祉サービス提供事業者として北海道の指定を受けたことから、地域活動支援センター事業については、障害者の自立を支援するとした地域共同作業所事業に限定していたため、障害者の就労支援に向けた障害支援サービス事業の拡充に向けて地域共同作業所事業の字句を削り、費用給付事業に地域活動支援センター事業を加え、事業費、事業量等の増加により、国の基準に定める費用額を超過した場合の町の支援給付を行うための条例整備を行い、これに関連して、利用者負担額を定めていた条項についての整理を行うため、条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、改正の内容について説明申し上げます。

足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例

足寄町障害者地域生活支援事業条例（平成18年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「（地域協働作業所事業をいう。以下同じ。）」を削る。

第9条第1項中「、生活サポート事業」の次に「、地域活動支援センター事業」を加える。

第11条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

附則 この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、右欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第65号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第65号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第66号

議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長中鉢武美君。

住民課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例改正は、国の緊急少子化対策に基づき、被保険者の負担を軽減するものであります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

足寄町国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）として、2 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とするものでございます。

附則 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時2

0分再開といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

意見書案第3号

議長（吉田敏男君） 日程第14 意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案をさせていただきます。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められている中で、介護・福祉施設の充実、農林業の再興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつくこれらの政策強化が求められています。

2009年度予算では、当面の追加予算措置としてふるさと雇用対策特別交付金などの雇用対策交付金、地方交付税に地域雇用推進費などが盛り込まれましたが、これらの予算規模を地方財政計画、地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2010年度の地方財政予算全体の規模拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めるものでございます。

記

1. 医療・福祉分野の人材確保を初めとするセーフティネット対策の充実、農林業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2010年度地方財政計画、地方交付税総額の規模を

拡大すること。

2. 地方財源の充実・強化を図るため、国、地方の税収分5対5を実現する税源移譲、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的な対策を進めること。

3. 当面の財政措置として導入された地方交付税、雇用対策関連交付金などに相当する規模を、一般財源として恒久的に地方財政計画、地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるよう環境整備を行うこと。

4. 景気対策を通じ拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講ずること。

以上でございます。皆さん方の御賛同をお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査にすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

意見書案第4号

議長（吉田敏男君） 日程第15 意見書案第4号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意

見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 続いて、意見書案第4号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、提案をさせていただきます。

ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者、この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発もあると言われ、核兵器の脅威から今の人類は開放されていない。

2000年の核拡散防止条約再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国と言われているイスラエル、核兵器開発にもつながるウラン濃縮を拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和を実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮、核不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

記

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和主張会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す2020ビジョンを支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、漸次、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。

特に、北朝鮮半島と日本を含めた北東

アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

3. 核拡散防止条約の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂物質生産禁止条約の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上のとおりでございます。皆さん方の御賛同をよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第4号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

意見書案第5号

議長（吉田敏男君） 日程第16 意見書案第5号2010年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

3番 島田政典君。

3番（島田政典君） 意見書案第5号20

10年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。

このことから、全国どの地域においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられております。

この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であり、国が地方を縛る制度ではありません。

既に、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単位で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されております。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設など教育条件の地域間格差が広がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者の層の拡大・固定化が進んでいます。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があらはなりません。等しく教育が受けられ、地方の教育水準の低下をもたらすことのないよう、次の事項について要望をいたします。

記

1. 教育の自治体間格差を生じさせないため、また、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元をすること。

また、交付金化や一般財源化を行わないこと。

2. 憲法の理念にある義務教育無償を実現するため、保護者負担をゼロにするこ

と。

また、学校施設整備費、就学援助、奨学金の充実、教材費、図書費など国の責任において教育予算の確保・拡充を図ること。

3. 30人以下学級を早期に実現すること。

また、教職員の定数改善計画の実現と学校教育法第37条3項を削除し、学校教育法に規定する教職員の全校配置と、あわせてゆとりある教職員配置を実現すること。

以上、意見書を提出をいたします。採択についてよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第5号2010年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査にすることとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号2010年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、御報告をお願いをいたします。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月16日午前10時より
開会をいたします。

午前11時35分 散会